

東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会 第10回会合

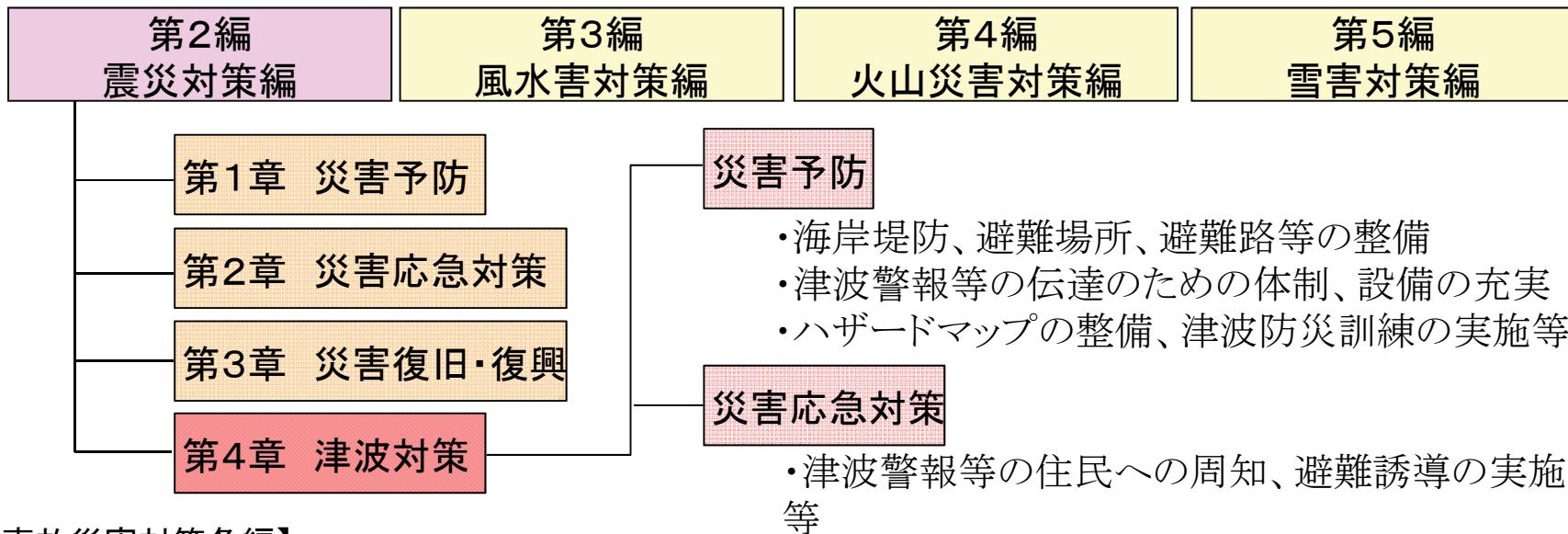
防災基本計画の見直しについて (参考資料)

現行防災基本計画(平成20年2月修正)の構成	p1
現行防災基本計画における津波対策に関する記述	p2
防災基本計画と防災業務計画・地域防災計画との関係	p3
防災基本計画作成・修正の経緯	p4
阪神・淡路大震災を契機とした防災基本計画の見直し	p5
阪神・淡路大震災以降の動向	p6
国・地方における防災計画の体系	p7
地域主権改革に伴う防災基本計画と地域防災計画の関係変更	p8
地域防災計画における津波対策の現状	p9

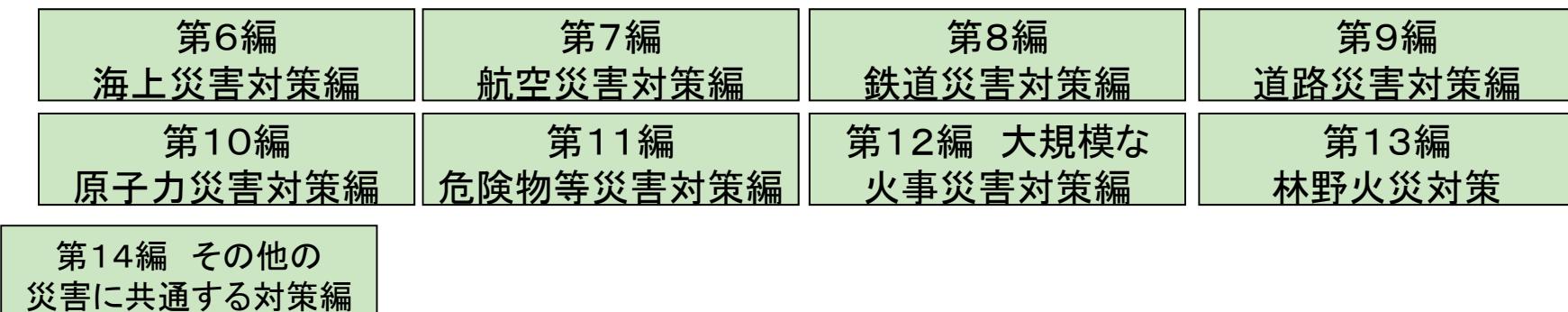
現行防災基本計画(平成20年2月修正)の構成

第1編 総 則

【自然災害各編】



【事故災害対策各編】



第15編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

現行防災基本計画における津波対策に関する記述

第2編 震災対策編

第4章 津波対策

第1節 災害予防

1 災害に強い国づくり、まちづくり

○国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、海岸堤防(防潮堤)、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設の整備を実施するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。特に、地震発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実に行うため、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図る。

○国、地方公共団体及び関係機関は、津波による被害のおそれのある地域において構造物、施設等整備する場合、津波に対する安全性に配慮するものとする。

○国及び地方公共団体は、津波による危険が予想される地域について、津波に対する避難場所、避難路の整備を図るものとする。特に、周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の整備・指定を進める必要がある。

○国及び地方公共団体は、津波防災性の高い交通基盤施設やヘリポート、防災拠点及び情報基盤の整備等により地域の孤立防止対策等津波に強い地域づくりの推進に努めるものとする。

○国〔環境省〕及び地方公共団体は地盤沈下対策として地下水汲み上げの規制を実施するものとする。

2 津波警報等の迅速な実施と伝達のための備え

○気象庁は、迅速な津波警報等の実施のため、地震及び津波観測、解析、通信等の体制及び施設、設備の充実を図る。また、国及び地方公共団体は、迅速な津波警報等の伝達のため、伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るものとする。

○国及び地方公共団体は、沖合を含む、より多くの地点における津波即時観測データを充実し、関係機関等で共有するとともに公表するものとする。

3 国民に対する啓発

○特に津波については、個人の避難行動が重要であることから、国及び地方公共団体は、津波の危険や津波警報・避難指示等の意味合い、避難方法等を住民及び船舶等に対し広く啓発するものとする。

○地方公共団体は、避難に適切な場所、避難路を指定するとともに、統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置するなど日頃から周知しておくものとする。さらに、高齢者、障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

○地方公共団体は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、浸水予測地図等を作成するとともに、当該浸水予測図に基づいて避難地、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図るものとする。また、国〔内閣府等〕は、津波の危険性のある区域において、浸水予測図や、津波避難計画の作成支援、津波ハザードマップ作成マニュアル等の普及促進により、津波ハザードマップの作成支援を行うものとする。

○国、地方公共団体は、防災週間等を通じ、積極的に津波防災訓練を実施するものとする。

第2節 災害応急対策

1 災害発生直前の対策

○気象庁は、地震の発生後迅速に津波の可能性を判定、津波警報等を実施するものとする。国、地方公共団体及び放送事業者等は、津波警報等を迅速かつ正確に住民、釣り人、海水浴客などの観光客、船舶等に伝達するものとする。

○地方公共団体は、強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報を覚知した場合直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難勧告・指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。その際、対象者に漏れなく、災害時要援護者にも配慮したわかりやすい伝達を心がけるものとする。

○地方公共団体は水防団等を出動させ、防潮水門を閉鎖するほか住民等を海浜から避難させるなど、緊急対策を行うものとする。

防災基本計画と防災業務計画・地域防災計画との関係

防災基本計画（平成20年2月）

第2編(震災対策編) 第1章第2節2

(4) 防災中枢機能等の確保、充実

- 国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。(中略)
- 国[内閣府等]は、立川広域防災基地の整備を図るとともに、東京湾臨海部及び京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点の整備を推進する。(後略)

伊勢崎市地域防災計画（平成21年）

(風水害・震災 災害予防編) 第2章第8節

4 市における防災中枢機能の確保

市は、次により防災中枢機能を確保するものとする。

(1) 市庁舎東館3階に災害対策本部室を設置する。

(2) 災害時の迅速的確な情報の伝達及び収集を行う。

ア 群馬県防災行政無線(個別受信機を含む。)

イ 伊勢崎市防災行政無線

ウ 消防防災無線

エ 河川情報サービス

オ 気象情報サービス

カ 電話、携帯電話

キ ファクシミリ

(3) 市庁舎東館には非常用電源、貯水槽を備える。

内閣府防災業務計画（平成21年9月）

第2編(震災対策編) 第1章第2節2

(2) 防災中枢機能等の確保、充実

- 政策統括官(防災担当)は、首都地域において大規模な地震が発生し、政府中枢機能が被災した場合等に対処するため、立川広域防災基地の整備を促進する。
- 政策統括官(防災担当)は、首都地域において大規模な地震が発生した場合の広域的な災害対策活動を円滑に行うため、関係省庁と連携し、東京湾臨海部(有明の丘地区及び東扇島地区)において基幹的広域防災拠点の整備を推進するとともに、基幹的広域防災拠点を中心とした広域防災拠点の整備と相互のネットワーク化のための適切な運営体制の確立を促進する。

防災基本計画作成・修正の経緯

昭和36年11月

昭和38年6月

昭和46年5月

平成7年7月

平成9年6月

平成12年5月

平成12年12月

平成14年4月

平成16年3月

平成17年7月

平成19年3月

平成20年2月

災害対策基本法制定

防災基本計画作成

一部修正(地震対策、石油コンビナート等)

阪神・淡路大震災(平成7年1月)

全面修正(自然災害対策)

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、防災基本計画専門委員会を設置して検討を行い、具体的かつ実践的な内容に修正。

大幅修正(事故災害対策編の追加)

防災基本計画専門委員会において検討を行い、事故災害及び雪害を追加し、15編の構成に修正。

大幅修正(原子力災害対策編の全面改訂)

防災基本計画専門委員会において検討を行い、茨城県東海村におけるウラン加工施設臨界事故への対応及び原子力災害対策特別措置法の施行に伴う修正。

一部修正(中央省庁等改革に伴う修正)

大幅修正(風水害対策編及び原子力災害対策編)

防災基本計画専門調査会において検討を行い、風水害対策に係る関係法律の整備を踏まえた修正及び原子力艦の原子力災害に関する修正。

一部修正(震災対策編) 東南海・南海地震基本計画の決定にあわせた修正

一部修正(自然災害対策各編)

前回修正以降の防災上必要な措置について修正(国民運動の展開、地震防災戦略の策定、避難支援の強化等)

一部修正(防衛省設置に伴う修正)

一部修正(各編)

前回修正以降の防災上必要な措置について修正(緊急地震速報の導入、原子力災害対策強化等)

東日本大震災(平成23年3月)

今回の修正(予定)

阪神・淡路大震災を契機とした防災基本計画の見直し

阪神・淡路大震災(平成7年1月17日)の発生を踏まえ、震災対策を中心に大幅に内容を充実させた新しい計画を平成7年7月に策定。さらにその後、事故災害に関する編を追加した計画を平成9年6月に策定。

内容面の見直し

(1) 国、公共機関、地方公共団体、住民等、それぞれの主体の役割を具体的に明記

(2) 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた内容の充実

- ・ 広域的応援体制の整備
- ・ 現地対策本部の設置（後に法制化）
- ・ 避難場所の環境整備
- ・ 海外からの支援受入れ
- ・ ボランティアの環境整備
- ・ 災害弱者(要援護者)への配慮
- ・ 耐震性の確保

(3) 記述量の充実

・ 改正前 14ページ

- ↓
- ・ 平成7年7月改正後 195ページ
 - ・ 平成9年6月改正後 375ページ

構成面の見直し

防災基本計画（平成7年改正前）

- (1) 序説
- (2) 防災体制の確立
- (3) 防災事業の促進
- (4) 災害復興の迅速適切化
- (5) 科学技術の研究の推進
- (6) 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

※朱筆は大幅に加筆した部分

防災基本計画（改正後）

総則

予防

- (1) 安全な国づくり・まちづくり
- (2) 応急対策・復旧復興への備え
- (3) 国民の防災活動の促進
- (4) 研究・観測

応急対策

- (1) 発生直前対策
- (2) 発災直後の情報収集
- (3) 活動体制の確立
- (4) 救助・救急、医療、消防
- (5) 緊急輸送
- ⋮
- (11) 二次災害の防止

復旧・復興

- (1) 基本方向
- (2) 迅速な復旧
- (3) 計画的復興
- (4) 被災者生活再建支援
- (5) 経済復興支援

防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

ハザード別(震災、風水害、火山災害等)に作成

阪神・淡路大震災以降の動向

個別災害対策法令の制定に伴う地域防災計画の計画事項の充実

- 風水害対策に係る諸法等、地域防災計画の計画事項を定める個別災害対策法令が順次制定

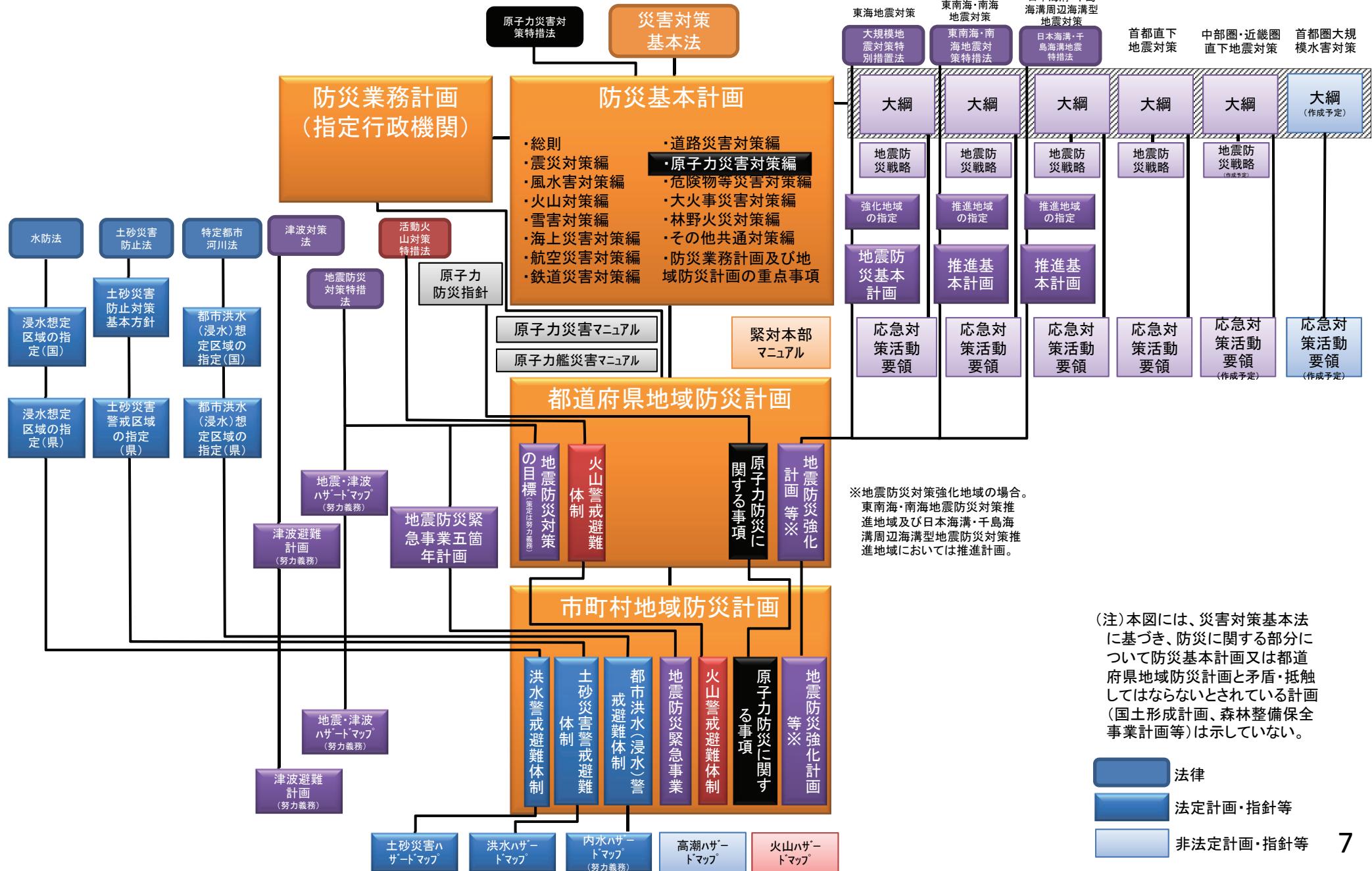
大規模地震対策に関する諸計画の充実

- 特定の大規模地震に対する特別措置法の制定(議員立法)
- 定量的な被害想定、中防専門調査会における専門的検討を踏まえた「大綱」及び「応急対策活動要領」の策定
- 目標年次を定めたアクションプログラム的な予防計画である「地震防災戦略」の策定

【例】東南海・南海地震対策の場合

契機となった災害	制定された法律	地域防災計画において計画すべき事項	防災基本計画 震災対策編 (H20.2)	東南海・南海地震対策大綱 (H15.12)	東南海・南海地震応急対策活動要領 (H18.4)	東南海・南海地震防災対策推進基本計画 (H16.3)	地震防災対策推進計画、地震防災対策計画	
平成7年 阪神・淡路大震災	平成7年 地震防災対策特別措置法	都道府県地域防災計画における地震防災対策上緊急に整備すべき施設等						
予防期			第1章	第1～4章			各章(施設整備、訓練、広報)	推進計画、対策計画(訓練、広報)
災害発生時				第2章(一部)	第1～11章		各章(避難、防災体制)	推進計画、対策計画(避難、防災体制)
復旧復興期			第3章	第5章				
その他			第4章(津波対策)	第6章(対策の効果的推進)				
策定主体			中央防災会議	中央防災会議	中央防災会議	中央防災会議	指定行政機関、地方公共団体、各施設管理者等	6
	平成15年 特定都市河川浸水被害対策法	市町村地域防災計画における洪水等情報の伝達方法、避難の確保に必要な事項						

国・地方における防災計画の体系



地域主権改革に伴う防災基本計画と地域防災計画の関係変更

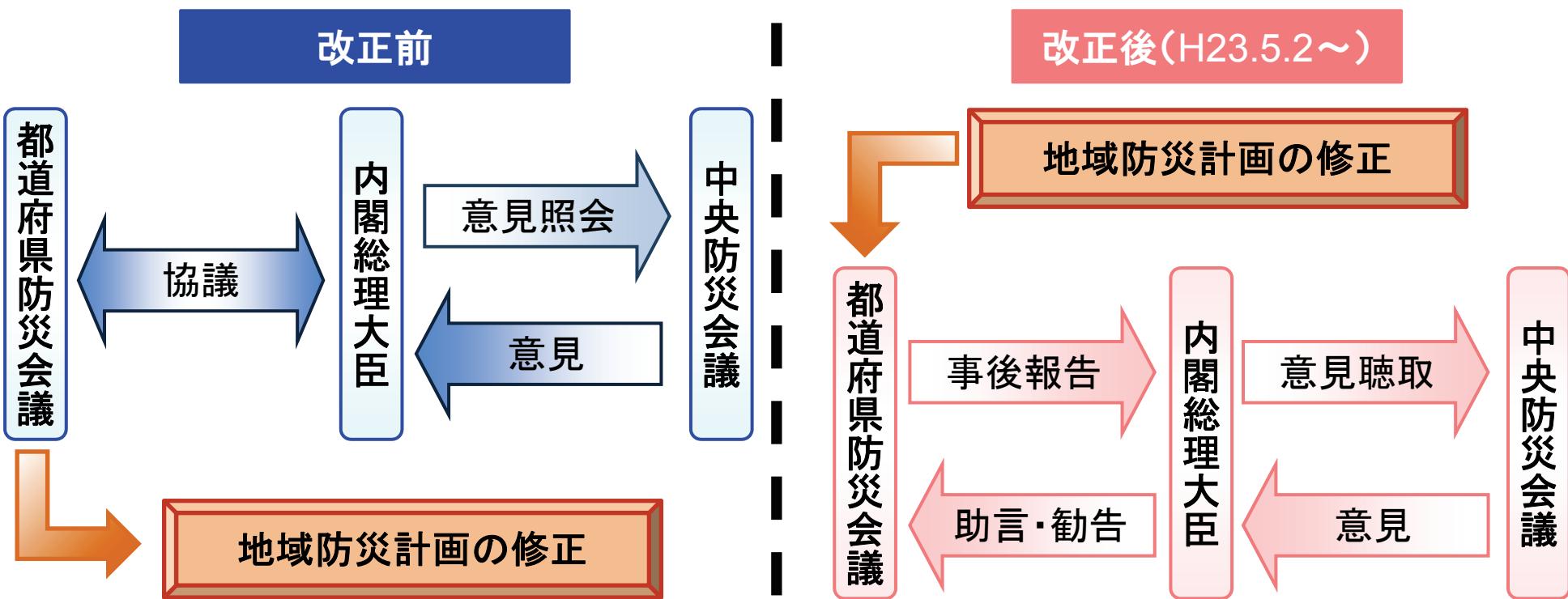
いわゆる地域主権一括法(平成23年5月2日公布)により、災害対策基本法第40条第3項の規定による都道府県地域防災計画の作成・修正に係る内閣総理大臣への協議が廃止され、事後報告することとされた。

災害対策基本法(抄)～平成23年5月2日改正～

第40条

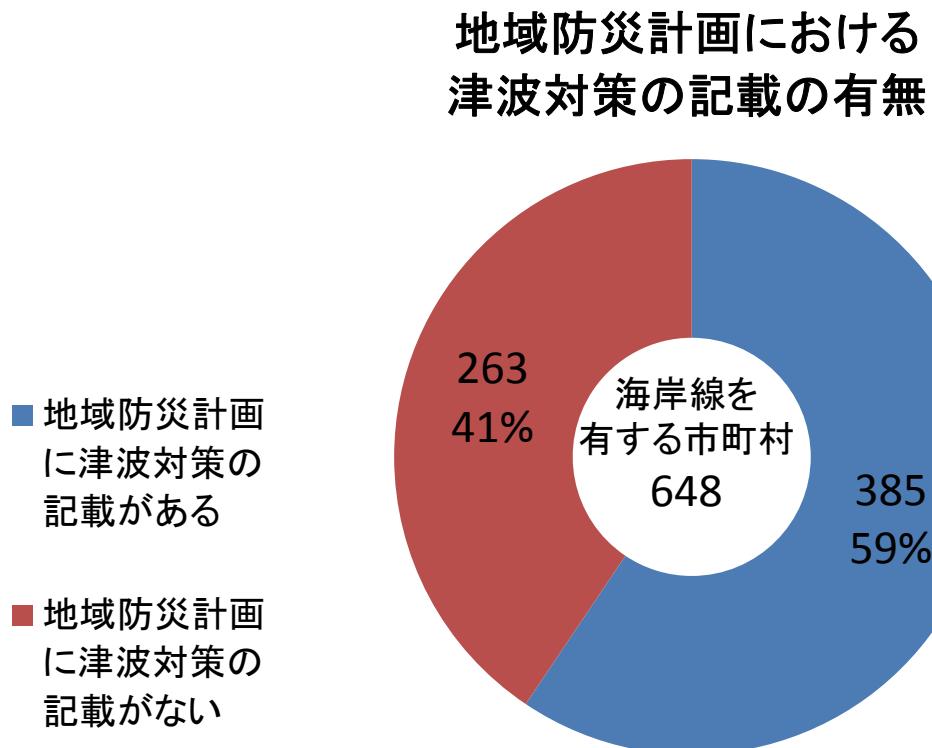
第3項 都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正した時は、速やかにこれを内閣総理大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第4項 内閣総理大臣は、前項の規定により都道府県地域防災計画について報告を受けたときは、中央防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認める場合においては、当該都道府県防災会議に対し助言又は勧告をすることができる。



地域防災計画における津波対策の現状

海岸線を有する全国の市町村のうち、地域防災計画に津波対策に関する記載があるのは約6割。



(出典) 消防庁「地方防災行政の現況(平成23年1月)
(データは22年4月1日時点)